

## 概要

- 各府省においては、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成20年10月31日内閣総理大臣決定)に沿った評価指針等を策定し、これに基づき評価を実施。国土交通省においても国土交通省研究開発評価指針を定めており、これに基づき個別研究開発を評価している。

## 改定の経緯

- 第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日)において、科学技術イノベーション政策におけるPDCAサイクルの確立が謳われており、そのための研究開発評価システムの改善及び充実が必要。
- 総合科学技術会議における意見具申を受け、新しい「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を内閣総理大臣により決定(平成24年12月6日)。
- これを受け、国土交通省においても国土交通省研究開発評価指針を改定。

## 課題と方向性

- 現状の研究開発は、施策の目標に対する各研究開発課題の位置付け、関連付けが不明確。結果として各研究開発課題の総体としての効果が十分に発揮されているとは言えない状況。  
→政策課題を解決し、イノベーションを生み出していくためには、研究開発課題や研究資金制度を研究開発プログラムとして設定(プログラム化)し、適切な評価を実施することを通じて、次の研究開発につなげていくことが重要。

## 改定のポイントと効果

○研究開発プログラムに関する評価の導入 (「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の改定内容反映)  
研究開発課題や研究資金制度を研究開発プログラムとして設定し、適切な評価を実施することで、施策目標の実現に向けた各研究開発課題の位置付け、関連付けが明確になり、総体として最大限の研究開発成果を生み出すことができる。

○アウトカム指標による目標設定の促進 (「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の改定内容反映)  
アウトプット指標だけでなく、アウトカム指標による目標を設定することにより、社会実装を見据えた出口指向の研究開発を実施することができる。

○技術研究開発の段階に応じた評価(ステージ別評価)の導入等 (第3期国土交通省技術基本計画の内容反映)  
全ての技術研究開発を一様に評価するのではなく、内容や目的に応じ、初期、中期、後期に分け、それぞれ初期の革新性、中期の実現可能性、後期の事業化妥当性等を適切に評価することで、効果的・効率的に次の研究開発につなげることができる。

## 新たな研究開発評価指針の適用

